

1 問題意識

世帯構成員が減少する中で、要介護者に対して介護者一人の家庭が増加している。働きに出れば介護ができず、介護に専念すれば経済的に困窮する現状がある。特別養護老人ホームは増加しているが、個室・ユニット型の施設が増えて、国民年金受給が多い志摩市民は入所が困難である。そうした中で、市町は在宅で息切れしない介護を続けられるような養護者支援策を打ち出していく必要がある。

(1) 市民アンケート結果から

志摩市では、平成19年度に「高齢者等虐待防止・権利擁護の推進に関する調査研究事業」(厚生労働省未来志向プロジェクト)を行った際、60歳以上の市民に対する悉皆調査を実施した。そのうち養護者である1,401人のなかで、「情緒的サポートを受けている・提供している者」で「手をあげる」の割合は低く、「手段的サポートを受けている・提供している者」でどの虐待に当たるような回答をした割合も低い傾向にあった。また男女とも全体的に1カ月間に会った友人の数が多いほど虐待割合が低かった。

このことから、養護者の社会交流が活発で困ったときの相談相手や疲れたときの話し相手が多いほど、虐待が起こりにくい傾向があることがわかった。

(2) 虐待対応事例の要因分析から

平成20年度に当市が虐待認定をした64件についてみると、世帯状況は、二人世帯が22件あり、小規模世帯での虐待が半数以上を占めていることがわかった。また、虐待の要因は複数あるが、高齢者や養護者に起因しないものとして、「心理的・社会的孤立」(15人)、「家族・親族の無関心、無理解、非協力」(8人)があった。

(3) 男性介護者アンケート調査結果から

市内介護保険事業所の協力を得て、男性介護者アンケート調査(平成20年11月～12月)を行い66人から回収することができた。

「介護を交代してくれる人がいない」と回答した介護者は36人だった。また、「介護のことを相談したりグチを言ったりできる人がいるか」という設問に対しては、「いる」と答えた男性が41人、「いない」と答えた男性が23人だった。

次に「男性介護者同士が集まって情報交換や愚痴等を話せる場が必要か」の設問に対しては、「必要」と答えた男性が22人に対して、41人が「必要ない」と答えた。「愚痴は言いたくない」といった具体的な記述もあり、愚痴を言う相手を持たずに黙々と介護をしている男性の姿が浮き彫りになった。

そうであっても、「男性介護者同士で情報交換したいこと」(複数回答)に対しては、ストレス解消法(17人)や介護サービス情報(14人)、身体介護のコツ(12人)、施設情報(11人)、認知症対応方法(11人)と回答していて、愚痴を言う場は必要ないが学ぶ場や情報交換の場の必要性を感じている男性が多いことがわかった。

2 取組内容

前述の各種データ結果も踏まえると、社会関係資本の豊かな地域をつくっていくことが養護者支援にもつながると考えられる。そこで、養護者や要介護者に対する直接的な

支援と、間接的であるが地域全体を豊かにしていくようなネットワークづくりを試みている。

(1) 介護用品券の配布

要介護4・5の認定者を在宅で介護する低所得（市民税非課税）世帯に対して、介護用品券（月額5千円）を配布している。養護者は、地域内の薬局・薬店で紙おむつや尿取りパット、ドライシャンプーなど5つの品物の中から必要な物を介護用品券と交換することができる。

この介護用品券の配布は、1万円分（5千円×2カ月分）を民生委員が自宅を訪問して直接手渡しで行っている。

[民生委員が手渡しする意味]

- ①低所得で重度要介護者を抱えて介護負担が大きいと思われる家庭へ民生委員が訪問するきっかけづくりになり、生活状況の把握ができる。
- ②守秘義務のある民生委員が相手であれば、介護者は自身の健康不安や介護のストレスについて話したり、相談したりすることができる（地域内孤立の防止）。
- ③虐待の早期発見や福祉ニーズの必要な家庭の早期発見に役立つ。

(2) あんしんネームの配布

徘徊のある認知症高齢者を養護者だけが始終見守るのは困難なことから、本人の特徴や過去の職業、かかりつけ医等を記入した登録用紙と共に顔写真を提出してもらい、ふくし総合支援室と警察署生活安全課で情報共有を行っている。

また、認知症高齢者自身には名刺型の「あんしんネーム」（本人氏名と家族連絡先、ふくし総合支援室連絡先が書かれたもの）を10枚無料配布して外出時には所持してもらうことで、道に迷ったり店舗で困っていたりした場合は、早期に家族へ連絡を入れて安全確保を行うことができるように取り組んでいる。

(3) 男性介護者勉強会の開催

男性介護者は孤立しがちであり、介護者交流会の参加も消極的であることから、「勉強会」の名目で男性介護者と今後介護をする可能性のある男性を対象とした交流事業を行っている。



(4) 電話および訪問による相談の実施

養護者がいつでも相談できる電話を開設している。土日・夜間であっても必要に応じて社会福祉士・保健師・主任ケアマネジャーなどが相談を受け、内容によってケアマネジャーの紹介や介護施設へ緊急ショートステイの予約を行ったり、後日、状況に応じて訪問などを行っている。

また、ケアマネジャーのチェックにより養護者の「介護疲れがひどい」「不眠が続いている」「家庭や地域内で孤立」と確認された世帯をふくし総合支援室の社会福祉士や保健師、看護師が訪問して、介護負担を軽減するための提案や特別障害者手当受給の

ための申請支援、身体障害者手帳取得のための申請支援等を行っている。

(5) 多重債務を抱える養護者の支援

養護者が多重債務を抱えて要介護者の年金を搾取している場合、市の多重債務者支援の仕組みを活用し、司法書士との個別相談へつなげていく。

(6) 認知症サポーター養成講座の開催

平成 20 年度に志摩市が虐待認定をした高齢者の約半数が認知症であったことから、認知症への正しい理解を深めるために、認知症についての知識を習得し対応方法を学ぶための講座を開催している（5人以上集まれば出前講座）。

3 課題・提言

養護者には身体的・精神的・経済的な支援が必要と考えるが、中でも長期間にわたる介護では、相談相手の不在による孤独が養護者を精神的に追い詰めていく可能性がある。

平成 12 年度に介護保険制度がスタートして以来、介護サービスをお金で買うことが当たり前になった。以前であれば、冠婚葬祭や伝統行事などを通して常に近隣とのかかわりがあり、何かあれば手伝い合いがあったが、今ではそうしたことも少なくなり地区内の誰が寝たきりで誰に障害があるのかといった情報も共有されなくなってきた。

人間関係の希薄化が進む地域において、地域での孤立を防ぐのは容易なことではない。意識して「おせっかいな関係」を作り直していかなければ、介護者の孤立感は深まり深刻になってからしか問題が発見されない。

地域住民が老々介護や認知介護を身近な問題として考え、支援を必要としている家庭に関心を持ち、「困っているなら手伝いを」何かあったら話してね」と気軽に声をかけ合える関係を再構築することで虐待防止につながり、問題が深刻化する前の早い段階での気づきが通報・相談につながっていくのではないだろうか。

地域包括支援センターには、虐待の未然防止だけに限定せず、常に地域福祉の推進を念頭に地域の福祉力を高めていくためのネットワーク構築や施策を展開し、地域全体を豊かにしていく仕掛けを考えていくことが求められている。